

農地の無断転用を防ごう！ ～農地の転用には許可が必要です～

農地を宅地、駐車場、道路、植林地等の農地以外のものにする（転用）には、知事の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません（農地法第4条、第5条）。農地を青空駐車場として利用する場合や農業用施設を建てる場合なども転用になりますので許可が必要です。ただし、農地を自己の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、道路等）や2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合等は許可が不要です（この場合、農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください）。

○農地転用の許可申請手続きは？
農地転用の手続きには、次の2つのケースがあります。

1 県知事の許可

（農地が4ヘクタール以下の場合）
県知事の許可を受けようとする場合は、申請書を農業委員会を経由して県知事に提出してください。

2 農林水産大臣の許可

（農地が4ヘクタールを超える場合）
農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。

なお、この場合は、申請に先立ち事前に審査を受けることができます。

○農地転用の判断基準は？

農地法では、優良農地を確保するとともに、農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つの基準により転用の可否を判断することとしてい

ます。

1 立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）

農用地区域内にある農地や集団的に存在する農地等良好な営農条件を備えている農地については、農業用施設、集落接続の住宅等を除き原則として転用を許可することができません。（農用地区域の確認は、役場農林課へお問い合わせください。）

一方、市街地の区域内や市街地化が見込まれる区域内にある農地については転用を許可することが可能です。

2 一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）

農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等は転用を許可することができません。

○許可なく転用したら？

許可を受けなかったり、届出せずに農地を転用すると売買などの法律行為が無効になり、所有権移転の登記もできません。また農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができません。

農地転用の許可申請受付は、農業委員会で行っています。農地転用に関する手続きや疑問は、まず農業委員会へ相談してください。

■問い合わせ 周防大島町農業委員会（農林課内）
☎08220（79）1002

かしこい消費者

めざせ！

エラー表示などでパソコンソフトを購入させる手口に注意

相談は 山口県消費生活センター

☎083（924）0999

または町商工観光課

☎08220（79）1003

【相談】

パソコンを使っていると「システムエラーが発見された。」という表示が出た。改善方法としてシステムを修復するソフトの案内があり、インターネット通販で購入しダウンロードしたが、改善されず代金だけ引き落とされた。お金を返してほしい。

【処理】

ソフトの販売会社に連絡がつく場合には解約の連絡をし、また、今後引き落としされないようクレジット会社にも解約の事実などを申し出るよう助言した。

【ワンポイント講座】

パソコンに表示されるエラー表示は、本当にそのパソコンの状況を知らせるもの

のとは限らず、消費者を不安にさせ、全く購入する必要のないソフトの代金を支払わせる手口の可能性もあります。本当に必要なソフトか確認し、信頼できるメーカーから購入するようにしましょう。信頼性のない業者からのソフトの購入は、ウイルス感染の恐れもあり、非常に危険です。

また、ソフトの販売会社の所在地が海外にあり、日本語でやりとりのできる窓口がない、窓口があってもメールでの対応のみということがありますので、日本語で直接問い合わせることができるとも購入業者選びのポイントにしてください。